

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に会社A（以下「会社」という。）にサービス管理責任者として入社し、同年〇月〇日以降は調理補助、移動支援の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、上司と携帯電話で仕事の話をしていたところ、突然、上司が約1か月前の監査のことを言い始め、かなりたてたことから、首を絞められるような感覚に襲われ、息苦しくなり、返事をしようとしても、声を出すこともできなくなった。このため、請求人は同月〇日、B病院に受診し、また、翌日の同月〇日、C病院に受診し「失声症」と診断された。

請求人は、上司や同僚から嫌がらせを受けたことにより精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は平成〇年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインの「F44.4 解離性運動障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされている。請求人の申述、医証及び経緯等からみて、当審査会としても、請求人が平成〇年〇月〇日に本件疾病を発病したとする専門部会の判断は妥当であると判断する。
- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、決定書理由第2の2の(2)のウのとおりとなり、請求人には、別表1のうち、「上司とのトラブルがあった」、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」（ただし、程度は「弱」となる程度のもの）に該当する出来事が認められるものの、その総合評価はそれぞれ「中」、「弱」となると判断する。
- (4) なお、請求人らは、本件公開審理等において、①発病直前に、コンサートのことで上司から叱責された件は、事前に許可を受けていたことであるため請求

人の動揺が大きかったこと、また、②グループホームの鍵の件で小畑が述べていることは客観的に考えて疑わしい旨主張していることから、これらの点についても、以下のとおり検討した。

① 請求人らは、発病直前、請求人が上司からコンサートのことで叱責を受けた件について、事前に許可を得ていたことであった点を考慮するよう求めているが、仮にそのような事実があったとしても、上司の発言内容には、請求人の人格や人間性を否定するものがあったとは認められず、客観的には大きな対立を生むほどのものであったとも認められないことから、当該出来事の総合評価は上記（3）のとおり「中」とであると判断する。

② また、請求人らは、グループホームの鍵のことで請求人が小畑ともめた件について、Dの申述に疑わしい点があること、また請求人はDから繰り返し、いじめ、嫌がらせを受けてきたことから、心理的負荷の強度を「強」に修正すべきであると主張する。しかし、当該主張を裏付ける客観的資料は見当たらず、また、職場関係者の申述等を精査するも、Dが請求人に対して客観的にいじめ、嫌がらせと判断できるような行為を行ったとは認められず、請求人の心理的負荷の強度を修正する必要は認められない。したがって、当該出来事の総合評価は上記（3）のとおり、「弱」とであると判断する。

(5) 業務以外の心理的負荷については、特記すべき事項は認められず、個体側要因についても特段の問題は認められない。

(6) したがって、請求人の心理的負荷の全体評価は「中」程度となり、請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の強度を「強」と認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、請求人が発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。